

三川町教育大綱 (第4次三川町総合計画に基づく大綱)

1 大綱策定の趣旨

この大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき策定したものです。

2 大綱の期間

令和3年度から令和12年度(第4次三川町総合計画の計画最終年度)までの10年間とします。

3 基本理念

『 **あふれる笑顔、みんなが住みやすいまち --- ハートフルタウン みかわ** 』

4 基本目標

『 **将来にわたって活躍できる人材の育成** 』

5 基本方針

基本方針とは、本町の教育のあるべき姿を示した基本理念の実現に向けて、各種施策を展開する方向性を示すものです。

基本方針 1

子育て支援を積極的に推進し、子育てに「誇り」と「喜び」が深められる環境を整備します。

① 子育て世代の負担軽減

(ア) 子育て交流施設「テオトル」内の「子育て支援センター」を子育ての拠点として子育て世代の交流等を実施し、育児の孤独感、不安感の解消に努めます。

(イ) 子育てサークルや子育てボランティア活動への支援を行い、地域の育児力を高め、子育てを地域社会全体で支える環境を整備します。

(ウ) ワーク・ライフ・バランスの実現のため、育児・介護休業制度の活用促進や子育て支援の充実などにより、仕事と家庭生活の両立を支援します。

② 保育の充実

(ア) 保護者の働き方や子育て環境の変化に伴う保育ニーズに対応するため、保育環境の整備を図ります。

(イ) 子育て交流施設「テオトル」における入園前の子どもとその保護者を対象とした子育て支援事業や相談体制の充実を図ります。

③ 幼児教育の推進

(ア) 幼児の心身の健やかな成長を図るため、一人ひとりに応じて適切できめ細かな幼児教育を推進します。

(イ) 多様なニーズに対応するため、幼児教育環境の整備を図ります。

基本方針 2

「確かな学力」「生きる力」を身につける教育とともに、多様なニーズに対応した教育を推進します。

① 確かな学力習得の支援

(ア) 子どもたちが「夢と希望」を持って主体的、意欲的に自らの人生を切り拓いていく力を養い、個性を生かしながらも確実な学力習得を図ることができるように支援します。

(イ) 基礎・基本の定着を図るため学校教育支援員等を活用し、きめ細かな指導のもと、子どもの学ぶ力、生きる力を培います。

(ウ) いのちの大切さを学び、他者を理解する心を持ち、豊かな人間性や感性を育てる教育活動の充実を図ります。

② 多様な教育課題への対応

(ア) 支援を要する子どもたちに対して、学校支援員等による教育相談や個別支援体制の充実を図ります。

(イ) インクルーシブ教育により、障害や発達段階に応じた特別支援教育を推進します。

(ウ) 地域の農産物の活用や生産者等との交流などにより、子どもの心身を養う「食育」を推進します。

(エ) 保育所、幼稚園、小学校、中学校が連携し、一貫性のある教育を推進します。

(オ) 育英奨学資金貸付制度により、意欲的に勉学に励もうとする学生の就学を支援します。

(カ) 経済的困難を抱える家庭等に対する就学支援・援助を実施します。

③ 世界で活躍できる人材育成

(ア) 友好都市であるアメリカ合衆国テネシー州マクミンビル市との相互訪問交流や、外国語指導助手(ALT)、英語指導員を活用した英語教育を推進し、グローバルな視点を持つ人材の育成に努めます。

基本方針 3

魅力にあふれ、安全・安心・元気な学校づくりのために教育環境の整備・充実を図ります。

① 教育環境の整備・充実

- (ア) 教職員の資質向上を図るとともに、効果的な教育活動の実施を支援し、保護者や地域から信頼される学校づくりを推進します。
- (イ) 国際化や高度情報化、科学技術の進展などの教育ニーズに対応するため、情報通信技術(ICT)を活用した学習環境を整備し、主体的な学びを支援します。
- (ウ) 児童、生徒が安全に通学できる環境を確保するため、小学校等の通学バスを運行するとともに、中学生保護者が組織する「三川中学校冬季通学バス実行委員会」の通学バス運行を支援します。

② 学校施設の適正な維持管理

- (ア) 子どもたちが安全・安心に学ぶことができるように、計画的な改修、長寿命化対策など学校施設の適正な維持管理に努めます。

基本方針 4

家庭教育を支援するとともに、地域全体で子どもを守り、育てる機運を高め、地域社会の教育力の向上に努めます。

① 地域に開かれた学校の整備

- (ア) コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)や地域学校協働活動を活用し、学校、保護者、地域が一体となって子どもたちを育む環境の整備を進めます。
- (イ) いじめ、不登校、虐待について、学校、家庭、地域が一体となって課題を共有し、未然防止と解決に向けた取り組みを強化します。

② 放課後児童健全育成事業

- (ア) 放課後や週末等に小学校や地域の施設を活用し、広く町民の方々の参画・協力のもとで、子どもたちと一緒にスポーツ・文化活動・世代間交流に取り組みます。

③ 学童保育の充実

- (ア) 保護者が施設に子どもを預け、安心して就労できるよう、学童保育の受け入れ体制の充実を支援します。
- (イ) 学童保育所を運営する民間事業者と連絡を密にするとともに、地域・学校・家庭の連携のもと、放課後における児童の健全な育成を図ります。

④ 家庭、地域、団体と連携した青少年健全育成事業の推進

(ア) 地域、関係機関、団体との連携を密にし、青少年の健全育成に努めるとともに、青少年を取り巻く環境の浄化に取り組みます。

(イ) PTA や子ども会育成会、青少年育成推進員やスポーツ団体など、地域の青少年育成団体の活動を支援します。

(ウ) 次代を担う青少年が社会の一員であることを自覚し、地域活動、体験活動、ボランティア活動を通じて、自ら進んで社会参加できるよう、家庭、学校、地域が連携して支援します。

⑤ 保護を要する子どもへの対応

(ア) 虐待等の早期発見に努め、適切な保護、支援を行います。

(イ) 虐待防止への対応を図るため、要保護児童対策地域協議会の取り組みを強化し、児童相談所等関係機関との連携を図りながら、子ども家庭総合支援拠点の整備を推進します。

基本方針 5

郷土愛を育み、生涯学習や芸術文化・スポーツに親しむ活力ある地域社会の実現を目指します。

① 生涯学習の充実

(ア) 人生100年時代を見据え、生涯学習社会に対応した学習機会の提供と学習環境の整備・充実に努めます。

(イ) 学習活動等により培われた知識や技術を活かす場を創出し、豊かな人づくり・まちづくりを推進します。

(ウ) ボランティアや地域、団体のリーダーとなる人材を発掘、養成し、社会教育の振興を図ります。

(エ) 社会教育関係団体との連携・協働による多様な学習機会の提供を図ります。

② 芸術文化活動の推進

(ア) 町民が楽しみながら芸術・文化に触れ、学ぶことができるように、各種団体の活動や交流を促進し、芸術文化活動を推進します。

(イ) 芸術文化協会や各種団体の活動等を支援し、組織の強化を図ります。

③ 文化財行政の推進

(ア) 文化財を「郷土の宝」として調査・保護・保存・伝承に努めるとともに、文化財の活用を図り、郷土史学習の推進とその継承に努めます。

④ 生涯スポーツの推進

(ア) 生涯を通じて誰もが生き生きとスポーツやレクリエーション活動を楽しむための環境づくりに努め、生涯スポーツを推進します。

(イ) 体育協会や総合型地域スポーツクラブと連携しながら、各種スポーツ大会、レクリエーションの開催を支援し、町民がスポーツに接する機会の充実を図ります。

⑤ 競技スポーツの振興

(ア) 体育協会や各種団体の活動等を支援し、組織の強化を図ります。

(イ) 競技大会の開催誘致などを積極的に進め、町民のスポーツに対する関心を高めるとともに、交流人口の拡大を図ります。

⑥ スポーツ施設の充実

(ア) 町民のスポーツニーズに対応するため、施設利用に関する情報や利便性の充実、各スポーツ施設における適正な管理、運営を図ります。

(イ) 町民が快適にスポーツを楽しめるように、計画的な改修、長寿命化など体育施設の充実と適切な維持管理に努めます。